

第2回「(仮称)八戸市福祉のまちづくり条例」検討委員会

日時：平成18年10月5日(木) 13:30～14:30

場所：八戸市庁 別館2階 会議室C

出席委員：工藤清太郎委員、外崎充子委員、中村和貴子委員、阿部貞一委員、細越聖秀委員、
松井敬子委員、齋藤鈴子委員、高淵壽男委員、中村教子委員
以上9名

欠席委員：差波清一郎委員

事務局：健康福祉部：川井部長、山田次長兼健康福祉政策室長、久保澤次長兼福祉事務所長、
古川介護保険課長、松原生活福祉課長、
中里子ども家庭課主幹(家庭福祉グループリーダー)、野里高齢福祉課長、
新谷障害福祉課長、山田子ども家庭課主査
健康福祉政策室：和山主幹(社会福祉グループリーダー)、
松田主幹(計画調整グループリーダー)、鈴木主査、三浦主査
以上13名

内容

1. 議事

(1) (仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)について

説明資料：資料1-1「骨子案目次と素案目次の比較」

資料1-2「(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)体系図
及び条文」

資料1-3「(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)の解説」
「(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)に対する意見及び
対応案」

関連資料：「八戸市協働のまちづくり基本条例の解説(定義部分抜粋)」

(2) その他

会議概要

1. (仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)について

「協働」とは、どのようなことか。

事務局：資料「八戸市協働のまちづくり基本条例の解説(定義部分抜粋)」を配布し説明。

定義に「協働」を加えてはどうか。

事務局：加えるよう考えたい。

健康と福祉のまちづくりの推進には、町内会などの参画が必要と感じていたため、条例中（定義の市民活動団体）に表記してよかったと思う。

了解を得た事項は、以下のとおり。

- ・ 条例名を「八戸市健康と福祉のまちづくり条例」とする。
- ・ 素案は、資料「(仮称)八戸市健康と福祉のまちづくり条例(素案)に対する意見及び対応案」などを反映させたものとする。

2. その他

事務局から今後の日程について、以下のとおり説明。

- ・ パブリックコメントの実施 10月20日～11月13日
- ・ 市民説明会の実施 11月8日(水)、11日(土) 両日とも18:30
場所：総合福祉会館
- ・ 次回検討委員会 11月30日(木) 15:00 場所：8階研修室